

報告第 16 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）外 1 件）の件
次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 7 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

1. 令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件
1. 令和 2 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件

令和２年度貝塚市一般会計補正予算（第５号）の件

令和２年度貝塚市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９９，５９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５，４８９，０６９千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年７月１０日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		16,033,636	167,597	16,201,233
	2. 国庫補助金	10,255,671	167,597	10,423,268
15. 府支出金		2,819,609	32,000	2,851,609
	2. 府補助金	552,271	32,000	584,271
歳 入	合 計	45,289,472	199,597	45,489,069

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		16,556,105	147,169	16,703,274
	2. 児童福祉費	6,858,037	147,169	7,005,206
10. 教育費		3,411,931	52,428	3,464,359
	2. 小学校費	1,288,491	34,590	1,323,081
	3. 中学校費	565,957	17,838	583,795
歳 出 合 計		45,289,472	199,597	45,489,069